

第 1 0 2 号議案

足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 9 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
(平成 1 4 年足立区条例第 3 2 号)の一部を次のように改正する。

別表駅周辺地区の項アの欄を次のように改める。

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号。以下「風営法」という。)第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に規定する風俗営業を営む建築物並びに同法第 2 条第 6 項第 1 号から第 5 号までに規定する店舗型性風俗特殊営業を営む建築物
- 2 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物(前項に該当する営業を営むものを除く。)
- 3 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業(客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。)を営む建築物

別表商業業務地区の項、沿道商業業務地区の項、幹線道路沿道地区の項、住工共存地区 1 の項、住工共存地区 2 の項、住工共存地区 3 の項及び住工共存地区 4 の項アの欄を次のように改める。

- 1 風営法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に規定す

る風俗営業を営む建築物

- 2 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物（前項に該当する営業を営むものを除く。）
- 3 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）を営む建築物

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。